

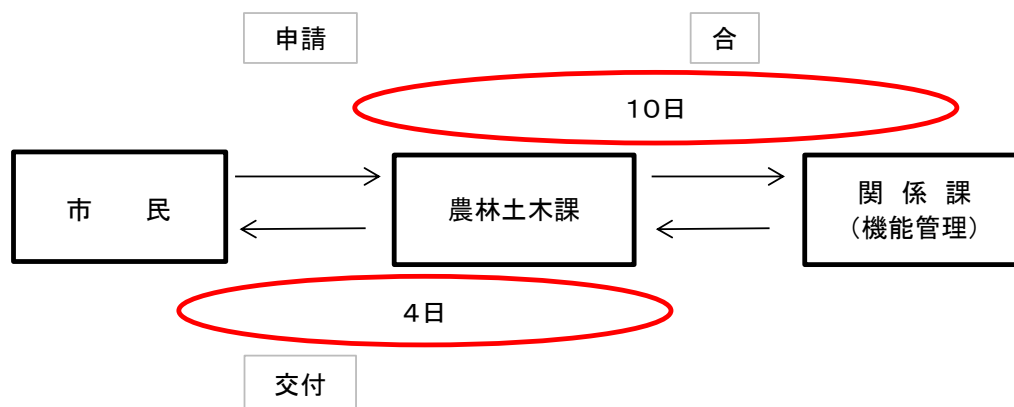
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	法定外公共物の使用料の減免	
処 分 の 概 要	使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市法定外公共物管理条例(平成14年条例第5号)	
条 項	第11条	
所 管 課	農林土木課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間	計	14日
判断基準	松山市法定外公共物管理条例施行規則第11条の基準に該当する場合。	
<p>【根拠法令等】 松山市法定外公共物管理条例</p> <p>第11条 法定外公共物について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の額を減じ、又はこれを免除することができる。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。</p> <p>(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>松山市法定外公共物管理条例施行規則 (減免基準)</p> <p>第11条 条例第11条第3号の市長が特に必要と認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の事務事業と特に密接な関連性を有する目的に使用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体がその事業目的のために使用するとき。</p> <p>(3) 公益的な目的に使用するとき。</p> <p>(4) 市民生活上不可欠な便益確保のために使用するとき。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。